

滋賀県国土強靱化地域計画改定（原案）について

1 趣旨

平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が公布・施行され、基本法に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）が策定された。

本県においても、平成28年12月に「滋賀県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、令和2年度に改定を行った。

基本法の公布・施行から約10年が経過した令和5年6月に基本法が改正され、それに伴い同年7月に国基本計画の見直しが行われた。

県地域計画は令和6年度が計画の最終年度となることから、国基本計画の見直しを踏まえ、また近年の災害から得られた教訓や社会情勢の変化等を反映した改定を行う。

2 改定の概要

令和5年7月の国基本計画の見直しを踏まえ、33の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、脆弱性評価を行った。脆弱性評価の結果、リスクへの対応方針として65の施策項目を設定した。

原案では、有識者にご意見をいただいた結果の反映、重要業績指標（KPI）および事業一覧の更新等を行った（「5 主な修正箇所」参照）。事業一覧について、令和7年度の国および県予算は最終案に反映させる。

3 経過

令和6年（2024年）

5月15日、21日	常任委員会、特別委員会へ計画改定について報告
7月9日	特別委員会へ計画改定の方向性および骨子案を報告
10月8日	特別委員会へ素案を報告

4 今後の予定

令和6年（2024年）

12月	特別委員会へ原案を報告
	県民政策コメント実施

令和7年（2025年）

3月	特別委員会へ県民政策コメント結果を反映した最終案を報告
----	-----------------------------

5 主な修正箇所（有識者意見を反映）

原案ページ (ページ下部)	修正内容（修正箇所は赤字下線）
13	《行政機能》の項目中、（ <u>県の業務継続に必要な体制の整備</u> ）の掲載順を変更。
15	（要配慮者対策の推進） ＜要配慮者に外国人を追記＞指定避難所につき、高齢者や障害者、子ども、 <u>外国人</u> などの要配慮者にとって良好な生活環境が確保されるよう、取組を推進します。
15	（帰宅困難者対策の推進） ＜以下を追記＞ <u>BCP 策定支援を通じて、出勤時間帯・帰宅時間帯などの発災時間帯別の対応や従業員等の施設内待機の内容を含めた計画の策定を促進していきます。</u>
20	（主要幹線道路等ネットワークの整備） ＜道路名を追記、整理＞災害発生により、広域道路網が本県で分断すれば、国土を分断することとなり、本県のみならず国全体の経済活動の停滞を招くことから、他府県および海外からの支援の受入や他府県への支援を中継すること、他府県の交通拠点へのアクセス性を高めるため、高規格道路（新名神高速道路、甲賀湖南道路、琵琶湖西縦貫道路、 <u>滋賀京都連絡道路</u> 、名神名阪連絡道路）、直轄国道（国道 8 号【米原バイパス、野洲栗東バイパス、彦根-東近江間、 <u>近江八幡-野洲間等</u> 】、国道 21 号、国道 161 号【湖西道路、小松拡幅、湖北バイパス、安曇川地区交差点改良等】）、 <u>国道 365 号栃ノ木峠道路</u> をはじめとした主要幹線道路ネットワークの整備について、未事業化区間の早期事業化も含め、国や近隣府県と連携し推進します。
25	（災害廃棄物処理体制の強化・充実） ＜以下を追記＞ <u>近畿・中部の大規模災害時廃棄物対策ブロック協議会（事務局：環境省近畿・中部地方環境事務所）等を通じて、災害時における国や他都道府県、廃棄物処理業者団体等と連携し、広域的な受援・支援体制の構築を図ります。</u>
26-27	（公共施設等マネジメント） ＜以下を追記＞ <u>維持管理等の実施に当たっては、包括的民間委託の手法等、民間活用を含む効果的な連携方策の検討・導入などにより一層の経費削減に努めます。</u>